

Management Information

連載 会計実務概論「病医院会計のすべて」

第2部 病院会計制度概論

第9章 損益計算書の内容

収益および費用

9-1 費用収益対応の原則

9-1-1 費用と収益の対応関係

病院の経営は、一般企業の経営とはその性質を異にする点も多くある。しかし、同じ医業サービス水準を維持できるのであれば、より少ない費用の方がより多くの利益をあげることができる。また、同じ設備あるいは同じ従業員数ならば、より多くの診療をおこなった方が収益を獲得することができ、その結果、多くの利益をあげることが可能であろう。営利を目的とする一般企業とは組織の目的が異なるにせよ、経済的成果である収益と経済的犠牲である費用を対比させて利益を計算するという点においては、病院は一般企業と何ら差がないと考えられる。

損益会計における費用収益対応の原則とは、一会計期間（通常は1年）に獲得した経済的成果と、それを獲得するために負担した経済的犠牲を対応させることで、その差額として計算される純額の成果としての純利益を算定すべきことを規定した会計の根本原則である。病院会計準則では、次のように定めている。

【病院会計準則】

第4章 損益計算書原則

第34 費用収益対応の原則

費用及び収益は、その発生源泉に従って明瞭に分類し、各収益項目とそれに関連する費用項目とを損益計算書に対応表示しなければならない。

会計期間は、便宜的に通常1年という期間で区切り、損益計算ではその期間の収益と費用を比べて利益を計算する。しかし、病院の経営活動は、決してその1年間という期間で完結するものではなく、日々継続的にそして反復的に営まれるものである。会計期間というのは、そのように連続的につながっている経営活動の一部を1年間という期間で切り取ったにすぎない。したがって便宜的に区切った1年という期間で獲得した収益に対して、それを獲得するために負担した費用を対応させないと、適切な損益計算がおこなわれなくなってしまうであろう。

<続く>

(井出健二郎著「病医院会計のすべて」日本医療企画より)

令和4年 不妊治療の保険適用について

生殖補助医療の全体像(イメージ) (※生殖医療ガイドライン(一般社団法人日本生殖医学会) 推奨度記載)

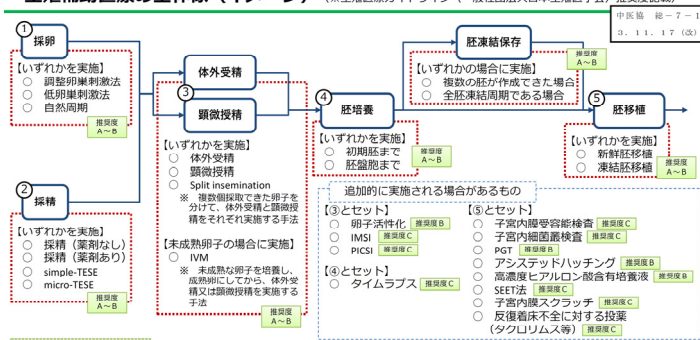


Table with 6 columns: 技術名 (Technology Name), 適応症等 (Indications), 具体的内容 (Specific Content), 申請医療機関 (Applying Medical Institution), 先進医療に係る費用 (Cost of Advanced Medical Care), 先進医療会議に於ける評価結果 (Evaluation Result at Advanced Medical Care Meeting). Rows include SET法, タイムラフス, 子宮内腔スクラッチ, and 二段階胚移植法.

(出典:「中央社会保険医療協議会 総会(第505回) 個別事項(その10)について」)

来年に予定されている不妊治療の保険収載について、議論が大詰めになってきました。上図は、一般的な不妊治療の全体像(流れ)です。上図で推奨度A、及びBについては保険収載が妥当であるとの意見が大勢を占めていますが、推奨度Cについては引き続き保険適用外となりそうです。医薬品については、薬事承認を得た薬剤については保険収載となります。一般不妊治療(タイミング法、及び人工授精)に係る医療技術、及び薬事承認を有する医薬品についても保険適用とされます。

不妊治療に関する治療が保険適用される条件は、「不妊症と特定された男女」とし、女性の治療開始時期の年齢が43歳未満とし、回数については女性の治療開始時点において40歳未満の者は、1子につき6回までとし、治療開始時点において40歳以上43歳未満の者については、1子につき3回までとなる案で決まりそうです。なお、不妊治療の保険適用について、円滑に移行するための助成金も準備されます。